

## 東京医療保健大学国際交流センター規程

### (趣旨)

第1条 本学の建学の精神・教育理念及び「国際交流に関する基本方針」に基づき、実践を重視した教育研究の充実発展を図るため「東京医療保健大学国際交流センター」(以下「国際交流センター」という。)を設置し、国際的通用性の高い教育研究を組織的に推進する。

### (所掌事項)

第2条 国際交流センターは、国際交流委員会と連携して次の業務を行う。

- (1) 教職員・学生に係る海外派遣・海外実習の推進に関すること。
- (2) 海外からの教職員・学生の受け入れの推進に関すること。
- (3) 海外の大学等との国際交流協定締結の推進に関すること。
- (4) 全学的な重点プロジェクトに沿った国際共同研究の推進に関すること。
- (5) 国際的シンポジウム等の企画・実施に関すること。
- (6) その他、国際交流の推進に関すること。

### (構成員)

第3条 国際交流センターの構成員は次のとおりとし、センター長は大学経営会議において任命する副学長をもって充てる。

- (1) 本学関係者。
  - 学長、副学長、学部長、研究科長、学科長。
  - 大学経営会議室長、事務局長、研究協力部長、国際交流コーディネータ。
- (2) 大学経営会議において任命する外国大学の非常勤教授等。
- (3) その他、学長が必要と認める者。

### (事務局)

第4条 国際交流センターに関する事務は研究協力部が担当する。

### (その他)

第5条 この規程に定めるほか、国際交流センターに関することについては、別途定めることとする。

### (附則)

本規程は平成24年4月1日から施行する。

本規程は平成25年4月1日から施行する。

本規程は平成30年4月1日から施行する。

本規程は令和6年4月1日から施行する。